

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：32204

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730096

研究課題名(和文)民事実務における「履行期前の履行拒絶」の実態の解明

研究課題名(英文)Study on Real Conditions of "Anticipatory Repudiation" in Civil Practice

研究代表者

谷本 陽一(Tanimoto, Yoichi)

白鷗大学・法学部・講師

研究者番号：50515252

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：取引のコストを低減し円滑化するために、履行拒絶を中核とした契約危殆状態につき、契約危殆状態に陥った契約当事者がどのような規範に従って行動するか、その行動を法規範がどのように評価するかを明確化し、より効率的な規範を探究した。

主要な成果は次のとおりである。履行拒絶の本質的要件は確定性である。確定性の有無の重要な判断規準に「相手方の意思確認を行ったか否か」がある。これまで顕在化しなかった履行拒絶の類型の1つに正当化事由のない履行拒絶がある。これを履行拒絶の問題に位置づけるか、各種正当化事由の問題に留め置くかについては更なる検討を要する。

研究成果の概要(英文)：To achieve business costs reduction and business facilitation, this research project revealed what norms contract parties behaved in accordance with in insecurity centering on anticipatory repudiation and how legal norm evaluated their behavior, and sought more efficient norms.

The Major findings are as follows. First, a requirement for anticipatory repudiation is definiteness. Second, an important criterion to determine whether definiteness is present is whether one party confirms the other her willingness and ability to perform or not. Third, an unjustified repudiation is one type of repudiation, which has undiscovered.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：履行期前の履行拒絶 債務不履行 契約危殆 交渉 適切な保証を求める権利 履行期前の解除 履行停止権 交渉促進規範

1. 研究開始当初の背景

(1)概要

契約危殆とは、契約締結後に一方当事者の契約利益の実現が危険視される状態に陥ることである。これは、一方当事者の当該契約に対する信頼を損なわせ、当事者双方の取引コストを上昇させ、更に当事者を越えて、取引社会の契約制度に対する信頼に重大な悪影響をもたらす。

にもかかわらず、日本にはこれを直接に対象とする法制度はなく、若干の論者による研究があるに過ぎなかった。

この状況を打破するために、本研究課題は遂行された。

(2)当初の状況の具体的問題点

主要な問題点は2つある。日本におけるこの分野の研究の遅れ、取引実務と民法学の認識の乖離である。

日本におけるこの分野の研究の遅れ

国内の法状況についていえば、契約危殆を全面的に手当てするか、その一場面を個別的に手当てするかの違いはあれども、契約危殆を対象とする法制度をもつ国が多い。アメリカはこれを全面的に手当てし、イギリスは履行期前の履行拒絶を手当てする。ドイツは解釈により債務不履行の一場面として履行期前の履行拒絶を扱う。中国は契約法改正の際に履行期前の履行拒絶規定を設けた。これに対し、日本は、全体としてみれば、債権法改正の議論をきっかけによろやく履行期前の履行拒絶に関心が向けられ始めた状況であった。

国際的な法状況についていえば、契約危殆に対し一定の法的救済を備えたユニドロワ商事契約法原則が既にあり、同様のウィーン売買条約が日本において発効していた。また、ヨーロッパ契約法原則、共通参照枠組草案等の法の統一化の試みにおいても契約危殆に対し一定の法的救済が設けられていた。したがって、国際的・国家を越える法制度の標準は契約危殆を対象に捉えていた。

ゆえに、日本の研究の遅れ、別言すれば契約危殆に対し明確な態度決定をしないことを、標準からの乖離と評価することが可能な状態であった。

取引実務と民法学の認識の乖離

制度面についていえば、民法は、契約締結から契約終了までの期間を当事者の自律に委ねる傾向にある。これに対し、取引実務においては当事者による自律的解決を保障・促進する法制度が望まれていた。その理由には、(a)契約危殆に関する法的標準がないため、対応の方針が定められないこと、(b)それゆえに解決が長期化ないし塩漬けされること、(c)履行期後の法的救済が利用できても不経済であること、(d)紛争解決手続の利用がその後の取引関係を悪化させること等が挙げ

られる。

学説についていえば、若干の研究が契約危殆に対する法的救済を提唱していた。しかし、それらは理論構成に傾倒しており、取引実務の実態に目を向けていなかった。

したがって、民法学は取引実務の要望に十分に応えていなかった。

(3)本研究課題の具体的動機

客観的動機

取引の円滑な実現、入念な紛争予防、円満な紛争解決、当事者にかかる法的コストの軽減を実現するために、一方で、日本におけるこの分野の研究の遅れを取り戻す必要があり、多方で、取引実務と民法学の認識の乖離を解消する必要がある。

また、債権法改正により履行期前の履行拒絶および履行期前の解除の明文化に備えるために、取引実務に適合した基礎理論を構築する必要がある。

主観的動機

研究代表者は本研究以前から契約危殆の研究を理論面から進めてきた。その過程において取引実務における契約危殆の実態が不分明であることを痛感した。理論の検証と議論の空転の防止のために、取引実務における問題の実相を解明する必要がある。

2. 研究の目的

契約危殆の実相を解明するために、その中核となる履行期前の履行拒絶が取引実務においてどう処理されているか、判例・裁判例においてどの法制度の問題に割り振られてきたかを解明する。これにより履行拒絶および契約危殆に対する法的な取扱い、法的評価の規準を明確化し、取引実務にとっての障害を緩和軽減する。

3. 研究の方法

(1)総論

まず、契約危殆状態のもとでの履行プロセスおよび交渉プロセスに焦点を合わせ、各プロセスの実相を判例および裁判例から抽出する。

次いで、上記各プロセスを法的に評価するためのモデルを比較法の視点、各種の抗弁等、履行プロセスにおいて作用する諸規範の視点から考案する。

(2)各論

総論記載の方法を前提に、次の方法を採用した。

判例研究

履行拒絶に関する大審院判例はもとより、履行拒絶の裏側と目される受領拒絶に関する大審院判例を特に当事者の行動に注目して精査した。また、履行拒絶に関する近年の下級審裁判例から当事者の行動の詳細を抜

き出し、履行拒絶と評価されるプロセスを追った。

履行拒絶と対比を際立たせるために、履行プロセスにかかわる弁済、弁済の提供、受領遅滞に関する判例および裁判例を同様の視点から精査した。

そのほか交渉プロセスにおける規範の比較対象を得るために、契約準備段階における交渉規範にかかわる近年の判例を当事者の行動に留意して精査した。

履行プロセスにおける交渉

弁済、弁済の提供、受領遅滞等、履行プロセスに関する諸規範の歴史的変遷を学説の方法論の移り変わりに着目して検討した。履行プロセスにおける契約当事者の種々のコミュニケーションを、法規範と社会規範がどのように評価するかという観点を採用した。

履行拒絶の正当化事由

履行プロセスにおいて正当化事由がいかに形成されてくるかという観点から正当化事由を支える論理を探ることにより、履行拒絶権とそれを支える法規範を抽出するという方法を採用した。

規範の切替えに関する試論

履行プロセスにおいて当事者を支配する行為規範のモデルを、関係維持的規範と関係切断的規範の両極を想定し、規範の切り替わるタイミングを裁判例における裁判所の帰責事由判断から抽出する方法を採用した。

比較法

当事者間の行為規範についての最先端の研究である現在のアメリカ法の関係的契約論を参考に、当事者の行動の法的評価のモデルを探った。

ドイツにおける履行拒絶論の学説および判例の検討から、履行拒絶を把握するための法規範の一例を確認し、当事者のいかなる行動が履行拒絶を形成するかを具体的に抽出する作業を試みた。

4. 研究成果

上記3. 研究の方法(2)各論に対応させて記述する。

判例研究

契約準備段階における交渉当事者の規範設定につき、最判平成23年4月22日民集六五巻3号1405頁を素材に、契約の目的に関する情報提供規範とそれに抵触する行為に対するサンクションにつき、最高裁は情報提供規範を、客観的抽象的な交渉当事者であれば採るであろう行為から抽出すること、それに抵触する行為は過失と評価され、不法行為というサンクションを導くことを確認した(下記学会発表)。これとは別の規範として、一度行った申込み・提案はそれ自体申込

者を拘束し、その後の契約締結交渉においては後退する内容の申込み・提案はその限りにおいて効力をもたないという規範を提案し、情報提供規範はこの規範の前提であることを明らかにした(下記学会発表)。

また、履行期前の履行拒絶に関連する事件と目される新しい裁判例・東京地判平成22年9月21日判時2100号64頁を分析した。同判決は、債務者による船舶の引取拒絶の意思表示は信義則上の義務違反であって、債権者の信用力を低下させ金融機関に融資を受けられなくなったことを債務不履行とするという。同判決の検討の結果、公共事業の失敗という極めて特殊な事情のもとにあり、結論先行の判決であって先例性は少ないとの評価に至った。また、興味深い点として、従来、履行拒絶のメルクマールと考えられた事項につき、同判決は漏れなく触れるが、その触れる箇所が、従来の履行拒絶の要件論(および他国で採用される要件)を全く無視している点(たとえば、履行拒絶の画定性判断を因果関係の問題として扱う等)を明らかにした(下記学会発表)。この部分については、今後更なる整序が必要である。

そのほか「債務者の履行しない意思が明確な場合」と「債権者の受領しない意思が明確な場合」に関する判例の分析から、履行または受領しない意思が明確な場合と判断されたもののほとんどにおいて、事前に催告と評価しうる行為が行われていたことを明らかにした。これを履行のプロセス化の観点からみると、契約関係を切断しようとする場合には、相手方に対する意思確認が必須ということになる。履行拒絶および受領拒絶の確定性の有無を判断する際の重要な要素の1つは、意思確認を行ったか否かである(下記学会発表)。

履行プロセスにおける交渉

債権法改正作業において登場した立法提案、たたき台等には、弁済の提供および弁済の規定が債務者の行為規範にどう影響するか、また、受領遅滞の規定が債権者の行為規範にどう影響するか、更には改正によりこれらをどう方向付けるかという視点が欠けていることを明らかにした。

また、これらの制度の効果についての学説の傾向を分析し、近年では学説間の異同が小さくなり、全体として収斂していく傾向にあること、基礎理論レベルの対立を重視せず、問題となる場面毎に分解して個別に妥当な結論を求めるといった方法論が現在の主流となっていることを明らかにした。更に、履行のプロセス化を支持する立場を主張した。しかし、いかなるプロセスを構想するかについては具体案を提示するには至らなかった(下記雑誌論文 および、学会発表 および)。この点は今後の課題である。

履行拒絶の正当化事由

正当化される履行拒絶として、(a)弁済等による債務消滅の主張、(b)無効、取消し、解除の主張、(c)期限未到来や条件未成就の主張、(d)同時履行の抗弁権、不安の抗弁権、留置権の主張などがある。債務者が根拠なくこれらの主張をなす場合には、違法な履行拒絶となる。従来、こうした場合は訴訟においては履行拒絶の問題としては捉えられてこなかった。また正当化される受領拒絶として、債務の本旨に従わない弁済の主張等がある。

受領拒絶は、双務契約の債権者が自己の債務を履行拒絶する意図をもってなした場合、履行拒絶と等しい。

仮に履行拒絶を債務不履行とする立場をとる場合、法的紛争の場面において履行拒絶が顕在化するのには、上記の正当化される履行拒絶の主張が認められず、違法な履行拒絶となったときである。

正当化される履行拒絶と違法な履行拒絶との境界線は、正当化事由の存否にかかっている。したがって、それぞれの正当化事由の要件こそが、この類型の履行拒絶の要件を構成する(学会発表)。もっとも、そのほかに要件が必要か否かは今後の課題としてなお検討しなければならない。

規範の切替えに関する試論

契約当事者の設定した諸規範を、契約の維持を前提とした規範か、契約が挫折しつつある状況を想定した規範かで分類することにより、契約を複数の規範群に分割することができる。契約の解釈が問題となる場合には、当事者の設定した規範全体からではなく、問題の場面に適用される規範群のみの整合的解釈を行うべきである。また、以上の着想を実現するためには、問題となっている当事者の状況が関係維持的規範か関係切断的規範かを判定するための規準が必須である(下記学会発表)。

また(上記のほか)、契約内在的な要因による規範の切替えを相対化するために、契約外在的な要因により規範が強制的に切り替えられる場面である災害時における規範の切替えと法規範の対応を検討した。東日本大震災においては、阪神淡路大震災等と同様、被災から一定の期間、通常の法規範・社会規範が妥当しない領域が形成された。不法行為と不可抗力の史的展開に着目すると、かつて不可抗力として免責されたものが一方で免責されなくなり、他方で免責されても不法行為の構成要件該当性の問題として処理されることがわかる。これはかつての通常の社会規範・法規範では適切に対処できず、不可抗力による規範の切替えが行われていたものが、科学技術や法技術の発展により、規範を切替えずとも処理できるようになったということである(下記学会発表 および雑誌論文)。

比較法

履行拒絶が債務不履行となるための要件については、イギリス、アメリカ、ドイツのいずれもが共通して(定式に違いはあれども)履行拒絶の「確定性」を挙げている。

ドイツ法における履行拒絶の処理には、債権者の事前的判断と裁判官の事後的判断の齟齬が生まれる。これを解消するための1つの方法として、アメリカ法の手法である適切な保証を求める権利を参考に、債権者に自らの行為規範を確信させる手続と裁判官をその手続に拘束することを提案した。具体的には、履行拒絶ないし契約危殆状態のもとで債権者は債務者に履行意思および履行能力の継続的保持を確認するために履行の保証を求め、この保証の不提供を履行拒絶とみなし、裁判官をこれに拘束するという手法である。この研究成果は、ドイツのベルリン自由大学において報告された(下記学会発表 およびそれを発展させた雑誌論文)。

なお、いまだ研究成果に結実していないものは今後も研究を継続していく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

Yoichi Tanimoto, Was ist die bestimmte Erfüllungsverweigerung?, 白鷗法学 20 巻 2 号 269-283 頁 (2014 年), 査読無

谷本陽一「弁済・弁済の提供」円谷峻(編)『民法改正案の検討 第2巻』(成文堂, 2013 年) 66-84 頁, 査読無

谷本陽一「不可抗力と災害時における不法行為について」石村耕治=市村充章(編)『大震災と日本の法政策』(丸善プラネット, 2013 年) 259-289 頁, 査読無

谷本陽一「受領遅滞」円谷峻(編)『民法改正案の検討 第1巻』(成文堂, 2013 年) 123-135 頁, 査読無

[学会発表](計9件)

谷本陽一「『債務者の履行しない意思が明確な場合』か否かの判定基準について」国際取引法研究会・2013 年 6 月 15 日・明治大学駿河台キャンパス

谷本陽一「判例評釈・東京地判平成 22 年 9 月 21 日判時 2100 号 64 頁」白鷗大学民事判例研究会・2012 年 7 月 28 日・白鷗大学東キャンパス

谷本陽一「民事責任と不可抗力」国際取引法研究会・2012 年 5 月 26 日・明治大学駿河台キャンパス

谷本陽一「契約準備段階における交渉当事者の規範設定について」国際取引法研究会・2011 年 12 月 17 日・早稲田大学早稲田キャンパス

谷本陽一「最高裁判所第 2 小法廷平成 23 年 4 月 22 日判決」白鷗大学民事判例研究会・

2011年7月16日・白鷗大学東キャンパス
Yoichi Tanimoto, Die
Erfüllungsverweigerung im Japanischen
Zivilrecht, 4. Deutsch-Japanisches
Doktorandentreffen in Berlin, 3.März. 2011,
Freie Universität Berlin.

谷本陽一「弁済の提供, 弁済の充当, 供託
等」『民法改正を考える』研究会・2011年1
月27日・明治大学駿河台キャンパス

谷本陽一「受領遅滞」『民法改正を考える』
研究会・2010年10月21日・明治大学駿河台
キャンパス

谷本陽一「契約危殆時における契約関係の
維持と切断」『債権法改正の基本方針』に
おける履行拒絶の取扱いの含意」国際取引法
研究会・2011年5月22日・早稲田大学早稲
田キャンパス

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷本 陽一 (TANIMOTO, Yoichi)

白鷗大学・法学部・講師

研究者番号: 50515252

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし